

国際的な発注・契約約款等を参考にした 発注・契約の試行について

国土交通省関東地方整備局技術調査課 建設専門官 いしはま やすまさ 石浜 康賢

1. はじめに

国内の建設市場が年々縮小に向かう中、わが国の建設業の海外展開は、建設業の今後の重要な戦略の一つである。「国土交通省の成長戦略（平成22年5月）」において、建設業の海外へ進出する日本企業への支援が盛り込まれ、国際的な発注・契約方式などのグローバル・スタンダードの国内への活用を図ることとしている。

また、「国土交通省直轄事業における公共事業の品質確保の促進に関する懇談会（平成22年7月27日）」において、国内における国際的な入札方式の活用〔第三者技術者（the Engineer）の導入等〕について検討方針が示されている。

上記のような要因とともに、国内の公共工事の受・発注者の現場実態に合わせた発注・契約について検討するため、関東地方整備局では、海外での標準的な契約手法であるFIDIC（国際コンサルティング・エンジニア連盟）の土木工事標準契約約款等（以下「国際的な発注・契約約款等」という）を参考にした発注・契約の試行に取り組んでいるところである。

具体的には、条件明示の徹底、設計変更における双務性向上、受・発注者のコミュニケーションの向上、書類の簡素化など、国内の入札・契約に

おいて課題となっている事項について、国際的な発注・契約約款等を比較参考とした試行を行うことで、従来の手続きとの相違点の有無等を把握し、課題・問題点等の整理・分析を行うこととしている。

本レポートは神奈川県相模原市において事業を進めている首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という）の工事で実施している試行の内容について報告を行うものである。

2. 試行の概要

(1) 事業概要

圏央道は、首都圏中心部から半径約40～60kmの位置に計画されている延長約300kmの自動車専用の高規格幹線道路であり、都心からの放射状道路をつなぐ環状の道路である。神奈川県下においては、県央部の体系的な道路ネットワークの整備を行い、道路交通の円滑化を図ることを目的として計画され、海老名IC～相模原IC間は平成24年度の完成に向けて整備を進めている。

(2) 工事概要

① 工事名

さがみ縦貫相模原IC129号接続ランプ橋上部工事

② 工事場所

神奈川県相模原市南区当麻地先

③ 工 期

平成23年2月23日～平成24年5月31日

④ 工事内容

圏央道（首都圏中央連絡自動車道）相模原IC（仮称）の国道129号に接続するランプ橋の建設工事

Eランプ橋 L=168.950m

RC連続中空床版橋 4橋

Hランプ橋 L=134.179m

RC単純中空床版橋 1橋

RC連続中空床版橋 3橋

⑤ 請負業者

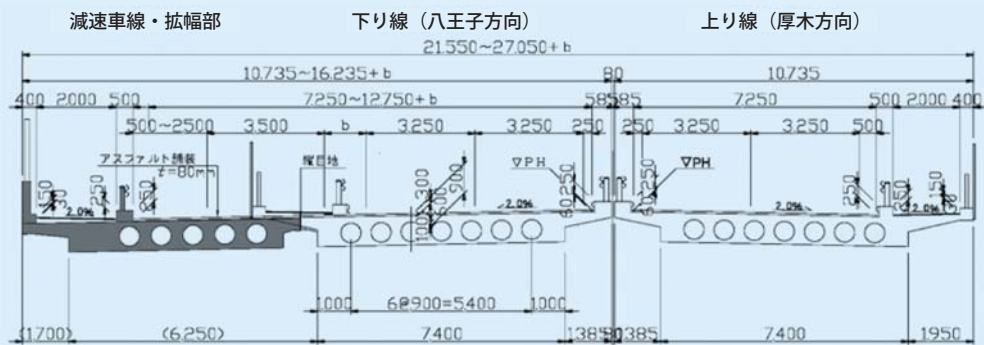
株式会社大本組



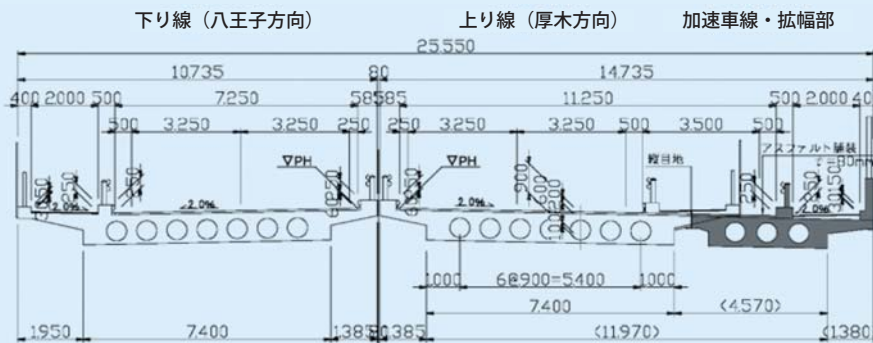
写真—1 現場状況写真

(3) 試行内容

現行の発注・契約方式（公共工事標準請負契約約款等）のもとで、国際的な発注・契約約款等を参考にした特記仕様書等を作成し、これに基づく発注・契約で以下の三つの大きな項目について試



拡幅橋 (Hランプ・下り線)



拡幅橋 (Eランプ・上り線)

図—1 標準断面図

表一 国内公共工事標準請負契約約款とFIDIC国際工事請負契約約款の主な違いと関東地方整備局における主な試行内容

	国内公共工事標準請負契約約款	FIDIC「建設工事の契約条件書」(1999)	関東地方整備局の試行内容
契約金額	<ul style="list-style-type: none"> 総価契約 内訳書を提出 (直請事業では、H22.4より一般土木工事等において、総価契約単価合意方式)を適用。総価契約後に単価合意を原則実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 数量精算契約 入札時に各工種項目毎に単価を記入した数量明細書を提出 	<ul style="list-style-type: none"> FIDIC約款におけるBoQ (Bill of Quantity; 数量明細書) 精算方式による『単価契約』の代わりに、現行の総価契約単価合意方式の単価個別合意方式で行うことを義務付け
代金の支払	<ul style="list-style-type: none"> 前金払、(出来高)部分払、残金の支払い 	<ul style="list-style-type: none"> 月次出来高払い 	<ul style="list-style-type: none"> FIDIC約款における『月次出来高払い』に相当させるため、『施工プロセスを通じた検査の試行(出来高部分払い)』を適用し、原則2カ月に1回、支払い手続きを行うことを義務付け
エンジニア	—	<ul style="list-style-type: none"> 発注者は、契約に基づき、委譲された義務を遂行するエンジニアを任命 エンジニアが権限を行使する前に発注者の承認を得る必要がある場合、その要件は特記条件に記載 エンジニアは受注者に必要な指示を出すこと、追加または修正図面を発行することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> FIDIC約款におけるエンジニア(第三者技術者)の役割を模倣的に実施する「委員会」を設置(本高等の職員で構成) 「委員会」は、監督職員と請負者間の各種協議等をワンタリシテ、その協議等に対して第三者技術者が行う模倣的に実施し、必要に応じて発注者に助言を行う。 また、「委員会」は、特に、設計変更に関する協議について、受・発注者双方の説明を受けたうえで助言を行う。 「委員会」が模倣的に行った判断と、監督職員による判断と比較、分析を行い、現行の発注・契約方式の検証を行うとともに、第三者技術者導入の試行に向けて課題を検討
契約内容の明確化(契約図書の充実)	<ul style="list-style-type: none"> 発注者・受注者間の協議事項を特記仕様書に明記 	<ul style="list-style-type: none"> 契約図書で責任を明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 特記仕様書に契約書、共通仕様書などの手続きや工事実施に伴う条件について、より明確かつ具体的に記載(例) 「請求、通知、報告、申出、承諾及び解除」における処理手段 契約書上の用語、手続きの明確化 工事中止期間中の「増加費用」に含まれる内容の明確化 工期延長に係る受注者の責めに帰すことができない事由の明確化 協議の内容、開催までの期限などの明確化 設計変更、工期変更を行う場合の明記 支給材料、貨物物件、作業制限、用地状況などの明記など 受注者側総合評価において、工事全体の施工計画を定める 三者会議での審議内容、決定事項などを構成員に通知 ワーキングスボースにおける回答および回答日の通知は、原則書面で行う
設計変更	<ul style="list-style-type: none"> 発注者は設計図書を変更することができ、工期もしくは請負代金額を変更しななければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 提出の要求により変更を発動することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計変更に係る受・発注者間の協議に当たり、「委員会」に意見聴取を行い、「委員会」は必要に応じて助言を行う
工期の変更	<ul style="list-style-type: none"> 発注者・受注者協議 協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知 	<ul style="list-style-type: none"> 受注者は、以下の理由のいずれかによって遅延する場合は、クレームによって完成期限を延長する権利を有するものとする。(理由は省略) 	<ul style="list-style-type: none"> 工期の変更に係る受・発注者間の協議に当たり、「委員会」に意見聴取を行い、「委員会」は必要に応じて助言を行う
請負代金額の変更	<ul style="list-style-type: none"> 場合により、発注者・受注者協議、または、内訳書記載の単価を基礎として定める 協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知 	—	<ul style="list-style-type: none"> 合意単価による変更
クレーム	—	<ul style="list-style-type: none"> 受注者は、完成期限の延長、追加支払いについてエンジニアに通知 エンジニアはクレームの承認、不承認を回答 紛争裁定委員会(DAB)による裁定 国際仲裁 	—
紛争の解決	<ul style="list-style-type: none"> 調停人または建設工事紛争審査会によるあっせん、調停または仲裁 	—	—

(注) DAB : Dispute Adjudication Board FIDIC : Federation Internationale des Ingenieurs-Conseils

行を実施している。

1) 試行1：各種条件明示の徹底など契約内容の明確化の試行

受・発注者間の責任分担を明確にし契約図書の充実を図ることとした。

【発注者側が実施する内容】

① 工事請負契約書の運用について明確化

・従来、受・発注者の協議により確認していた工事請負契約書の運用について、あらかじめ文書化が可能な事項を特記仕様書に記載した。

(例) 契約書第9条第5項に規定する「請求」には、契約書第32条、同第34条、同第37条、同第40条および同第41条に係る請求については含まないとし、請求に当たっては、経理担当課に直接提出後、その確認を受けるものとする。

② 条件変更、工期変更にかかる受・発注者の協議のルール、手順等を明確化

・条件変更（第18条第4項三）、工期変更（第23条第1項）にかかる受・発注者の協議に当たり、新たに「委員会」に意見聴取を行うことを特記仕様書に記載し、第三者的視点を導入した協議のルール、手順等を明確にした。

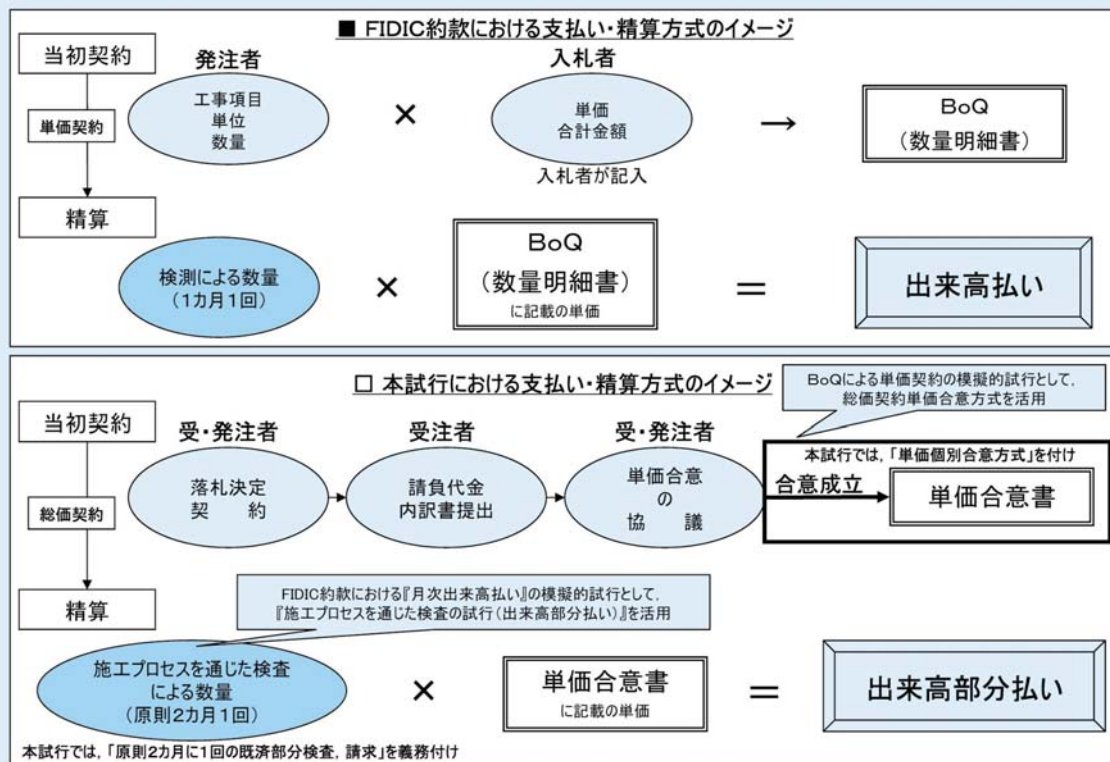
・工事請負契約書第18条から第24条に記載されている用語の中で、受注者が自ら判断しにくい用語の解説をして明確にした。

(例) 契約書第19条の「必要があると認められるとき」とは、「設計図書の変更が行われなくても全く工期、請負代金額の変更に影響を及ぼさないといった特殊な場合以外」とする。

③ ワンデーレスポンスの取り組みの明確化

・従来、ワンデーレスポンスの対象工事であることのみを特記仕様書に示していたが、新たに、ワンデーレスポンスの基本的考え方、具体的な実施方法を明示した。

④ 工事実施に伴う施工条件を明確化



図一2 契約金額の支払い・精算方式の試行

- ・支給材料や貸与物件がない旨、また作業の制限がない旨を明示した。

(例) 本工事は、支給材料および貸与物件はないものとする。

- ・取得済み用地および借地予定用地の範囲等を特記仕様書に明示した。

⑤ 提出部数の明確化

- ・監督職員と受注者相互の工事に関わる書面や資料の提出部数は、基本的に1部とすることを明示。

【受注者側が実施する内容】

⑥ 総合評価において、施工計画書を作成する際の配慮事項を提案、ヒアリングで内容を説明

- ・国際的な発注・契約約款等では、受注者は詳細な工程計画を第三者技術者に提出することが義務付けられるなど、工程計画の立案能力が極めて重要視されている。このため、本試行においては、入札・契約手続きの総合評価

の技術提案として、工程計画について求めるとともに配置予定技術者へのヒアリングを実施することとした。

2) 試行2：契約金額の支払い・精算方式の試行
国際的な発注・契約約款等では、BoQ (Bill of Quantity：数量明細書) 精算方式により単価契約を行っており、1カ月1回の出来形検測により「月次出来高払い」を行っている。

これに模した方式として、「単価契約」の代わりに、現行の総価契約単価合意方式の単価個別合意方式で行うことを義務付けるとともに、「月次出来高払い」に相応する、「施工プロセスを通じた検査の試行 (出来高部分払い)」を適用し、原則2カ月に1回、支払い手続きを行うことを義務付けることとした。

3) 試行3：第三者技術者の役割を模擬的に実施する試行

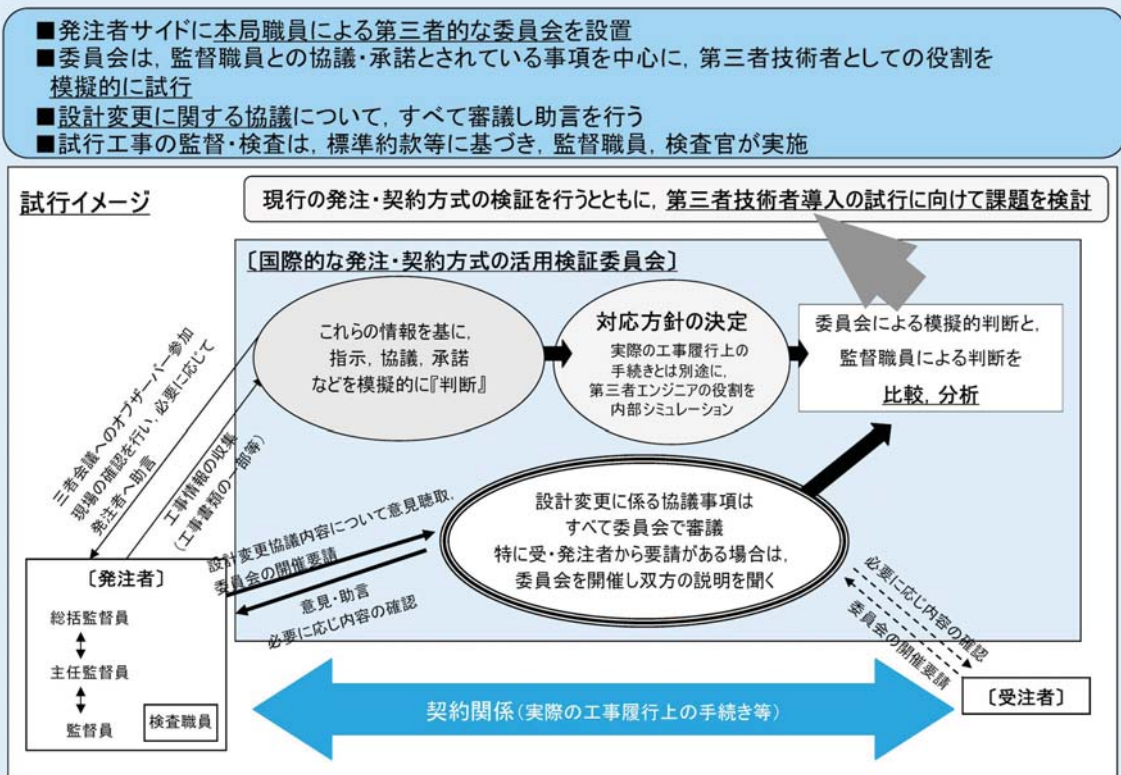


図-3 第三者技術者の役割を模擬的に実施する試行

本試行においては、国際的な発注・契約約款等における第三者技術者の役割を模擬的に実施する『国際的な発注・契約方式の活用検証委員会』を設置（関東地方整備局本局職員で構成）することとしている。

「委員会」は監督職員と受注者間の各種協議等をモニタリングし、その協議等に対し第三者技術者が行う判断を模擬的に実施し、必要に応じて発注者に助言を行うこととしている。特に、設計変更に関する協議について、受・発注者から要請があった場合は、委員会を開催し、受・発注者双方の説明を受けたうえで助言を行うこととしている。

本試行を通じて、委員会が模擬的に行った判断と、監督職員による判断と比較、分析を行い、現行の発注・契約方式の検証を行うとともに、第三者技術者導入の試行に向けて課題を検討する予定である。

3. 試行の状況

本試行の入札契約手続きにおいては、総合評価の技術提案において契約前に現地状況、構造特性を十分に踏まえた施工計画作成のための配慮事項を求めるために、通常の工事における技術提案より幅広いテーマとし、さらに担当技術者からのヒアリングを行った。また、上記の試行取り組みを明確に位置付けた試行用の特記仕様書を作成し、手続きを進めることができた。

さらに、今回の試行で大きな取り組みとなるのが、国際的な発注・契約約款等の第三者技術者の

役割を模擬的に試行する「検証委員会」であり、本年3月1日には関東地方整備局企画部技術調整管理官を委員長とし、総括工事検査官、技術管理課長、技術調査課長の3名の委員で構成することとし委員会を立ち上げたところである。

3月には委員会として工事箇所の視察を行うこととしていたが、3月11日東日本大震災の発生により、これらの対応を発注者、受注者とも最優先することとなり、委員会としての現地視察については延期となるなど、必ずしも万全のスタートというわけにはいかない部分もあるが、今後引き続き試行を継続し、熟度を上げていく予定である。

4. おわりに

国際的な発注・契約約款等を活用した入札・契約方式の試行は、関東地方整備局では初めてであり、制度の理解、現行の契約発注方式の枠組みの中で、いかに具体的な手続きを反映させるかなど、一步一步手探りで進めてきたところである。

具体的な取り組みは、これから本格化することとなるが、発注者サイドの監督職員と第三者技術者（検証委員会）と分離してシミュレーションを行うなど新しい取り組みを進めていく予定である。

これらの試行を通じて、出てきた課題を整理・分析し、国際的な発注・契約約款等の考え方や制度への習熟、内容理解を深めることにより、今後の入札・契約の課題・問題点の改善の一助となればと考えている。